年末調整や確定申告には、

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」などが必要です

国民年金保険料は、平成21年中に支払った全額が所得税・市県民税の社会保険料控除の対象となります。

年末調整や確定申告で、社会保険料控除として申告する場合、1年間に支払った(見込みを含む)国民年金保険料の額 を証明した書類の添付などが必要です。

社会保険庁から、11月上旬に送付された「社会保険料(国民年金保 険料) 控除証明書等1のはがきにより、今年の1月1日から9月30日ま での間に支払われた国民年金保険料額と年内に支払いの見込まれる 額を証明しています。

また、10月1日から12月31日までの間に初めて国民年金保険料を 支払う人には、来年の2月に同様の証明書が送付されます。

※詳細については、美濃加茂社会保険事務所(25・8181)へ



国民年金保険料の支払いは、割り引き制度のある口座振替が便利です

市民課 内線 223

老齢年金を受給されている人に、お知らせします

老齢基礎年金の受給開始後に、国民年金の第3号被保険者(サラリーマンに扶養されている配偶者)期間と会社など にお勤めされた期間(厚生年金や共済組合の加入期間)の重複期間が判明した場合には、厚生年金の資格喪失後の届け 出が行われていない期間も第3号被保険者期間(国民年金保険料の納付済期間)として取り扱われ、過去に受給された 年金額が減額されなくなりました。

このため、老齢年金を受給されている人は、社会保険事務所で、第3号被保険者期間の申し出の手続きを行ってくだ さい。なお、すでに年金額を返納された人には、返納された額が改めて支払われます。

※詳細については、美濃加茂社会保険事務所(25・8181)へ

市民課 内線 223



不審者情報などを お知らせします。

市では、安心安全に暮らせるまちづくりを進めていま す。しかし、市内でも不審者の目撃や傷害事件などが発 生しています。

そこで、これらの事案をいち早く市民の皆さんにお伝 えするために、岐阜県警が実施している、「岐阜県警察 安全・安心メール」への登録をおすすめします。

■岐阜県警察安全・安心メール

事件の発生・検挙、不審者情報などを登録者の携帯電 話、パソコンに提供します。

■メール配信登録

①次のメールアドレスを入力するか、 QRコードを携帯電話で読み込み、 空メールを送信してください。



アドレス bouhan reg@portal.pref.gifu.lg.jp

- ②空メールを送信してしばらくすると、本登録について のメールが返信されます。
- ※受信制限をされていると受信ができません
- ③返信されたメール本文に記載されている本登録用UR Lへアクセスし、希望する地域・情報を選択すると、 メール配信の利用登録が完了し、登録完了画面が表示 されます。
- ※詳細については、岐阜県警察のホームページでご確認 ください

防災安全課 内線 272